

出力制御の実施対象拡大および経済的出力制御 (オンライン代理制御) に関するお知らせ

出力制御に関する見直し(2022年4月)について

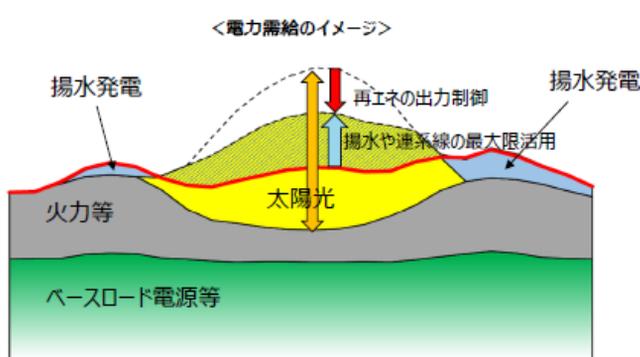
再生可能エネルギーのさらなる導入拡大に向けては、事業者間の公平性を確保しつつ、出力制御のオンライン化を通じた出力制御量の低減を図ることが重要となるため、以下①②の見直しが実施されることとなりました。

①出力制御実施対象の拡大	②経済的出力制御の導入
<p>当面の間は出力制御の実施対象外と整理されてきた旧ルール500kW未満の太陽光発電設備※(一部エリアでは新ルールを含む。)についても、出力制御の対象となります。</p> <p>※10kW未満の設備は当面の間対象外です。</p>	<p>経済的出力制御(オンライン代理制御)とは、オフライン(手動による出力制御)事業者が本来行うべき出力制御を、オンライン事業者が代わりに実施する仕組みをいいます。</p> <p>オンライン事業者に対しては、オフライン事業者の代わりに制御した時間帯に発電していたであろう「みなし発電量」に買取単価を乗じた金額が、買取義務者より代理制御の対価として支払われます。</p> <p>一方で、オフライン事業者に対しては、オンライン事業者に代わりに制御をしてもらうことから、本来出力制御されるはずであった時間帯の発電量について、買取義務者から対価が支払われないこととなります。</p>

○出力制御について

電力系統においては、電気を使う量と発電する量(需要と供給)のバランスを取ることが重要であり、このバランスが崩れてしまうと周波数に乱れが生じて、最悪の場合は大規模停電が発生します。

このため需要と供給の量が常にバランスするように調整する必要がありますが、需要が少ない時期などには、火力発電の出力の抑制や地域間連系線の活用等により需給バランスを調整した上で、それでもなお電気が余る場合には、再生可能エネルギーの出力制御を行うことが必要となります。



<優先給電ルールに基づく対応>

- ①火力(石油、ガス、石炭)の出力制御、揚水等の活用
- ②他地域への送電(地域間連系線)
- ③バイオマスの出力制御
- ④太陽光、風力の出力制御
- ⑤長期固定電源※(水力、原子力、地熱)の出力制御

※出力制御が技術的に困難

①～③の対応を行っても、なお需要と供給のバランスが崩れる場合、**④の再生可能エネルギーが出力制御されます。**

①出力制御対象の拡大について

再生可能エネルギーのうち太陽光発電設備の出力制御については、設備容量や契約申込の受付日により無補償での出力制御上限が異なり、以下のとおりとなっております。

○関西エリアの出力制御範囲の見直し

■現状

 オンライン化が義務付けられている範囲

制御ルール		旧ルール	新ルール		無制限無補償ルール
制御方法		オフライン (手動)	オンライン (出力制御機能付PCS等)		
契約申込み受付日		2015.1.25まで	2015.1.26～ 3.31	2015.4.1～ 2021.3.31	2021.4.1以降
対象設備容量	500kW以上	年間30日	年間360時間	年間360時間	無制限
	500kW未満～50kW以上	当面の間、出力制御対象外			
	50kW未満～10kW以上				
	10kW未満	10kW未満の設備は当面の間出力制御の対象外			



■見直し後 (2022年4月1日以降)

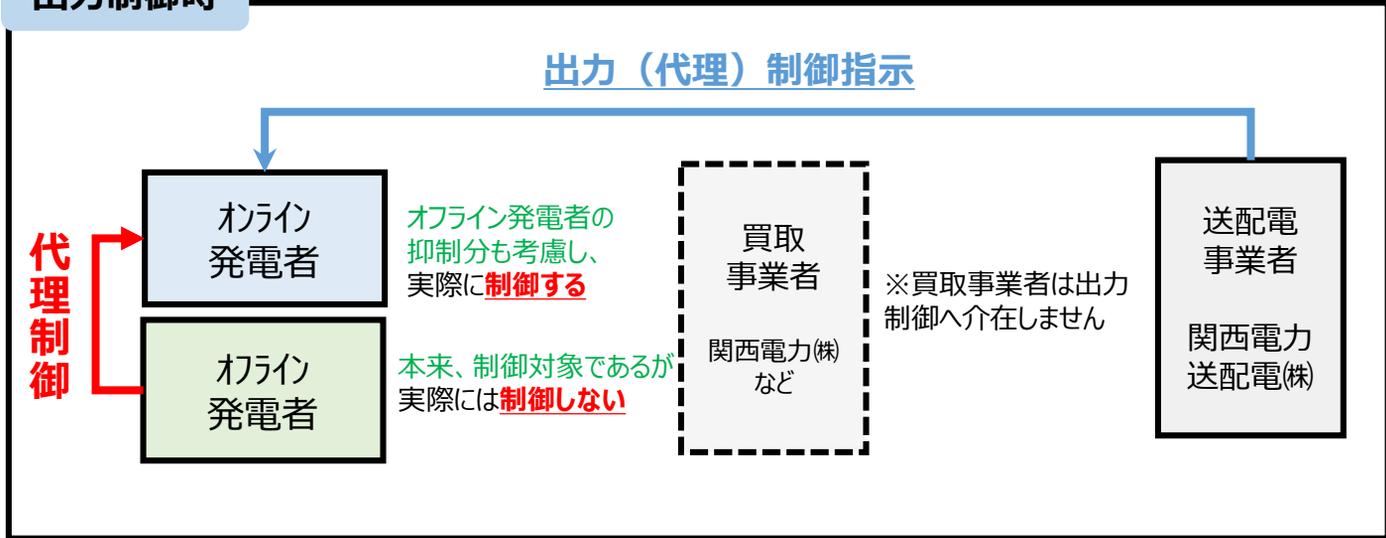
制御ルール		旧ルール	新ルール		無制限無補償ルール
制御方法		オフライン (手動)	オンライン (出力制御機能付PCS等)		
申込み受付日		2015.1.25まで	2015.1.26～ 3.31	2015.4.1～ 2021.3.31	2021.4.1以降
対象設備容量	500kW以上	年間30日	年間360時間	年間360時間	無制限
	500kW未満～50kW以上	(拡大) 年間30日			
	50kW未満～10kW以上			(拡大) 年間360時間	
	10kW未満	10kW未満の設備は当面の間出力制御の対象外			

②経済的出力制御の導入

オンライン事業者に対しては、オフライン事業者の代わりに制御した時間帯に発電していたであろう「みなし発電量」に買取単価を乗じた金額が、買取事業者より代理制御の対価として支払われます。
オフライン事業者に対しては、オンライン事業者が代わりに制御をすることから、本来出力制御されるはずであった発電相当分の対価を減算して受給料金が支払われます。

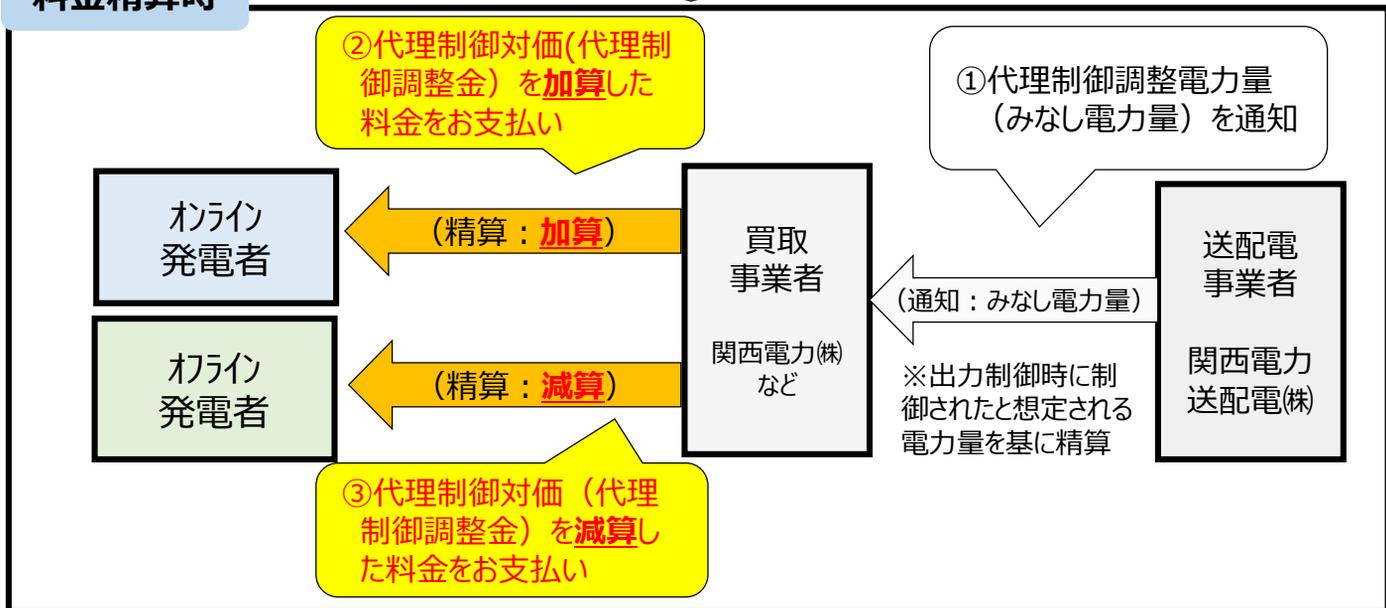
○経済的出力制御発生時における料金精算のイメージ

出力制御時



(2ヶ月後)

料金精算時



～よくあるご質問～

Q 制度の導入にあたり、何か手続き等は必要ですか。

A 発電事業者さまから当社に対してお手続きいただく必要は特段ございません。

Q 出力制御を行うために必要な機器の設置等について、申請等が必要ですか。

A オンライン化が義務づけられている契約については、関西電力送配電株式会社からの求めに応じ、必要な機器の設置等、措置を講じていただく必要がございます。なお、対象の発電事業者さまには、関西電力送配電株式会社より案内がございます。

詳細につきましては、[関西電力送配電株式会社](#)へお問い合わせください。

なお、制度に関する情報については、資源エネルギー庁のホームページ「[なるほど！グリッド](#)」でも紹介されております。